

ひがしそのぎスポーツフェスタ 2025 におけるキッチンカー出店 募集要項

1 目的

ひがしそのぎスポーツフェスタ 2025 の魅力向上と賑わい創出のため、参加者に飲食物を販売・提供するキッチンカーの出店者を募集します。なお1出店者1台として計9台募集します。

2 実施場所

そのぎシーサイド公園

<出店エリア>

芝生広場前通路

<所在地>

〒859-3808

長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1609-21



図 1.そのぎシーサイド公園マップ

3 出店条件

項目	内容
出店場所	本募集要項「2 実施場所」のとおり。
出店形態	販売品目は飲食物とする。 保健所から当該区域の営業許可を受けたものとする。
出店スペース	1 出店者につき 11m ² 程度とする。(駐車場 1 台分程度)
出店期間	令和 7 年 10 月 5 日(日) 午前 10:30～午後 3:30 まで
出店料	3,000 円/日・台
その他	ガス、水、電力、その他販売に必要なものは全て出店者で準備すること。

4 応募スケジュール

項目	内容	内容
登録申込み受付	希望者は登録に必要な書類を事務局に提出。	令和 7 年 6 月 23 日(月)～令和 7 年 7 月 18 日(金)
審査	事務局が提出書類をもとに審査。	令和 7 年 7 月 22 日(火)～令和 7 年 7 月 28 日(月)
出店者の決定	事務局が出店者に審査結果を通知。	令和 7 年 8 月 4 日(月)～令和 7 年 8 月 13 日(水)
出店	出店者による出店。	令和 7 年 10 月 5 日(日) 午前 10:30～午後 3:30 まで

5 登録条件

以下の全てを満たす個人又は法人であること。

- (1) 当該区域にて有効な営業許可証を有すること。
- (2) 使用するキッチンカーの車検が有効であること。
- (3) 暴力団排除条例等に該当しないこと。
- (4) 販売品目は飲食物(酒類は除く)とし、応募時までに食品衛生法に基づく許可を受けていること。
- (5) 応募時までに食品賠償保険又は同等の保険に加入していること。

6 提出書類

- (1) キッチンカー出店登録申込書(様式 1)
- (2) 営業許可書の写し
- (3) 暴力団排除の誓約書(様式 2)
- (4) 食品衛生責任者の写し
- (5) 食品賠償保険等の写し
- (6) 使用するキッチンカーの車検の写し

7 出店料について

出店料(3,000 円/日・台)は **10 月 3 日(金)**までに事務局の窓口(平日のみ)にて現金でお支払い下さい。

<事務局>

東彼杵町総合会館 1 階 教育委員会事務室 (平日：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

即納の出店料は返金しません。ただし特別な理由がある場合はその限りではありません。

(還付する例)

- ・町の都合でイベントが中止になったとき
- ・気象警報が出て、出店が危険な場合等

8 書類提出先・問い合わせ先

(1) 提出先

スポーツクラブひがしそのぎ事務局

TEL：0957-46-0114

FAX：0957-46-0757

Mail：syakyou@kyoui.higashisonogi.jp

(2) 提出方法

持参、もしくはメール(メールで提出する際は、確認のため電話で連絡すること)

9 承諾書の発行

登録における提出書類を審査した結果、出店決定者にはメールにて出店登録承諾書を送ります。

10 その他・注意事項

- ・出店者は出店場所付近にゴミ箱を設置し、持ち帰ること。
- ・のぼりや看板、椅子等を設置する場合は、事前に申請し、許可を受けること。
- ・営業中・後は周辺も含め適時清掃すること。
- ・営業中に音楽を流すことはできません。
- ・公園内を車両で通行する際は、ハザードランプを点灯するとともに徐行を徹底し、公園利用者の安全に十分配慮すること。
- ・出店は事前に登録した品目のみ許可します。
- ・公園内の施設を破損させた場合は、速やかに事務局へ連絡し、現状復旧して下さい。
- ・キッチンカー出店の広報は、各自出店者の SNS 等で行って下さい。ただし町の HP 等に取りまとめで記載する場合があります。
- ・天候（雨天、荒天等）及び自然災害（地震等）などにより、イベントの中止がやむを得ないと判断した場合、出店料は返金となりますが、その他出店に係る費用については事務局は負担を負わないものとします。